

## 《平成29年度決算》 都市計画税の使途について

都市計画税は、地方税法第702条及び下野市都市計画税条例に基づき、都市計画事業や土地区画整理事業に要する費用に充てるための目的税となっている。

平成29年度の都市計画税は、これまで実施してきた土地区画整理事業や都市計画事業のために借り入れた地方債の償還金のほか、公共下水道事業費、仁良川地区土地区画整理事業費などの市街化区域内の整備に充当している。

### 【都市計画税充当事業一覧】

(単位:千円)

予算科目			事業名	平成29年度 決算額	財源内訳					
款	項	目			国県 支出金	地方債	その他		一般財源	
							負担金・使用料・基 金繰入金など	都市計画税 構成比 (%)		
8	2	1	市道維持管理事業	178,932		10,179	30,360	6.2	138,393	
8	4	2	仁良川地区土地区画整理 事業特別会計繰出金	478,189		48,300	152,715	31.3	277,174	
8	4	3	公共下水道事業特別会計 繰出金	496,257	425		176,141	36.1	319,691	
8	4	4	公園施設維持管理事業	194,493		6,688	49,696	10.2	138,109	
12	1	1	市債元金償還費	2,435,224		29,066	78,795	16.2	2,327,363	
合 計				3,783,095	425	48,300	45,933	487,707	100.0	3,200,730